

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部改正案の概要

1 規則等の案の概要

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

(1) 指定を受けたことを事業所内に表示する旨の定め

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示に関する定め

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）第51条及び第51条の30

3 改正の趣旨

(1) 指定を受けたことを事業所内に表示する旨の定め

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（以下「静岡市規則」といいます。）の規定により、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス事業所等の指定を受けた旨を、当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示しなければならないこととされています。

この度、指定を受けたことを事業所内に表示することについて、次の理由から、廃止することとします。

- ① 特定の事業所が指定障害福祉サービス事業所等の指定を受けているという情報は、障害福祉サービスの利用者、その家族等が、インターネットを利用して障害福祉サービス等情報公表システム（国が整備する全国統一のシステム）を閲覧することにより、容易に入手することができるため。
- ② 本市として、アナログ規制（人や書面の介在を前提とするアナログ的な手法や、今となっては不合理・非効率的と考えられる行為を求める古い規制をいいます。）の撤廃を可能な限り進めており、当該表示を廃止することで、事業者の負担軽減を図るため。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示に関する定め

障害者総合支援法の規定により、指定障害福祉サービス事業者等の指定、廃止、指定の辞退又は指定の取消し（以下「指定等」といいます。）があったときは、その旨を公示しなければならないこととされています。

そして、この公示の方法は、静岡市規則の規定に基づき、「告示（静岡市の公印を押した紙文書を静岡市の掲示場に掲示する方法）」により行うこととしています。

この度、指定障害福祉サービス事業者等の指定等があった場合の公示の方法について、次の理由から、「告示」から「インターネットの利用その他の方法による公表」に変更することとします。

- ① 既に市ホームページへの掲載など、広く市民に公表する方法が整っていること。
- ② 静岡市の掲示場を見る市民は限られていること。
- ③ 告示に係る事務の廃止に伴う事務負担の軽減が見込まれること。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

(1) 指定を受けたことを事業所内に表示する旨の規定を削ります。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等の指定等があった場合の公示の方法について、「告示」から「インターネットの利用その他の方法による公表」に変更します。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和8年4月1日